

要支援認定を受けている皆様へ

平成29年4月から 「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります

介護保険制度の改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が創設され、遠軽町では、平成29年4月から事業を開始します。

総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」とで構成され、65歳以上の方の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としています。

○ 総合事業の対象者

- ① 「要支援1」「要支援2」の認定を受けた方
- ② 基本チェックリストの判定により生活機能の低下がみられた方（要支援に相当する方）

【主な変更点】

1 介護予防サービスが変わります

- 総合事業が始まると、これまで全国一律の介護予防給付として提供されていた「ホームヘルプサービス」「デイサービス」が、市町村が実施する介護予防・生活支援サービス事業に移行します。

※ 移行後もこれまでと同様のサービスです。現在利用しているサービス内容や利用料金なども変更ありません。

2 基本チェックリストを活用します

- 要支援の認定を受けている方のうち、総合事業のサービスのみを利用する場合、認定を更新することなく「基本チェックリスト」による判定のみでサービスを利用できる場合があります。時間をかけずに迅速なサービスの提供に繋がります。

※ 基本チェックリストとは・・・

基本チェックリストは、25個の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。

※ 裏面に手続きの方法を掲載していますので、ご参照ください。

～手続きの方法～

総合事業への移行に伴い、これまでの更新の手続きと異なる場合があります。

どのような手続きをしたら良いのか、以下の例を参考にしてください。ご不明な点がありましたら、げんき21、各総合支所地域住民課または担当ケアマネジャーまでご相談ください。

例1 現在、「要支援1」で、デイサービスやホームヘルパーのサービスのみを利用している方で、今後も同様のサービスの利用を希望する方。

認定を更新しなくても、**基本チェックリスト**による判定で引き続き同様のサービスが利用できます。

- ※ 基本チェックリストを受けた後でも、必要なときは要介護認定の申請が可能です。その他のサービスの利用を考えている方は、担当ケアマネジャーまでご相談ください。
- ※ 現在、「要支援2」の方でサービスの利用頻度が少ない場合も、**基本チェックリストによる判定で引き続き同様のサービスが利用できる場合がありますので**、担当ケアマネジャーまでご相談ください。

例2 デイサービスやホームヘルパーサービス以外（福祉用具貸与、訪問看護等）のサービスを利用している、または今後希望している方。

これまでどおり、更新認定の手続きが必要となります。

例3 現在、入院中などで介護サービスを利用していない方、または今のところ介護サービスを利用していないが、今後利用を考えている方。

現在の状況や希望を聞き取ったうえで、更新の必要があるかないかを判断しますので、げんき21または各総合支所地域住民課までご相談ください。

問い合わせ先

〒099-0403 遠軽町1条通北1丁目 げんき21内

遠軽町民生部保健福祉課

☎0158-42-4813

またはお近くの総合支所地域住民課

生田原総合支所地域住民課

☎0158-45-2011

丸瀬布総合支所地域住民課

☎0158-47-2211

白滝総合支所地域住民課

☎0158-48-2211